

# 令和8年1月からの運用開始に向けた 船舶活用医療の提供体制の整備について (報告)

---

令和7年12月23日  
内閣官房 船舶活用医療推進室

# 災害時等における船舶活用医療提供体制の整備について

## 船舶活用医療提供に関する検討状況（経緯）

- 過去の大規模災害を受け、議論が活発化。令和3年6月、議員立法により、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する法律」が成立、令和6年6月に施行。
- 令和7年3月、船舶活用医療推進本部（第2回）を開催し、石破総理から「令和8年1月までに」体制整備をするように指示。
- あわせて、同月、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する計画」を閣議決定するとともに「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領（初版）」を策定・公表。

## 「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」

会長：加藤 勝信（前会長：額賀 福志郎）、事務局長：津島 淳

- 令和3年5月、議員立法で法律案を提出
- 令和4年4月に官房長官へ「体制整備に関する提言」手交、令和6年6月に岸田総理へ「法施行にかかる緊急提言」手交

## 法律の概要

### 目的（第1条）

- 船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する。

### 基本方針（第4条）

- ① 陸上の医療施設との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
  - ② 災害時等における医療提供の用に主として供するための船舶の保有
  - ③ 必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
  - ④ 教育訓練等を実施することによる人材の育成
  - ⑤ 必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保
- 等

### 整備推進計画（第6条）

- 政府は、講すべき措置について整備推進計画を策定

### 本部（第7条－第15条）

- 内閣に、全ての国務大臣で構成される船舶活用医療推進本部及びその事務局を設置（本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）及び厚生労働大臣）

## 整備推進計画（R7.3）の概要

### ＜災害時の医療提供船舶の主な用途＞

#### ① 脱出船

船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。

#### ② 救護船

被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。

### ＜船舶活用医療提供体制の整備の推進に関し講すべき措置＞

#### 1. 船舶の確保

- 当面の間、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用
- 既存船舶による医療提供の実績の積み重ねや訓練の実施等を踏まえ、必要な検証を実施し、環境を整え、国等が船舶を保有

#### 2. 医療従事者・船舶職員等の確保

- 医療従事者は、DMAT、日赤等から確保。政府の支援の下、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が調整
- 船舶職員は、政府が船舶事業者と調整を行い、確保

#### 3. 医薬品・医療資器材等の確保

- DMAT、日赤等が保有する医薬品・医療資器材を活用
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材については、政府が確保

#### 4. 運用体制の構築等

- 迅速かつ円滑な実施のため、手順やルールを定めた活動要領を策定
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

#### 5. 多目的利用

- 物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

#### 6. 他の船舶との連携

# 船舶の確保（民間船舶事業者との協力協定の締結）

## 概要

- 災害時における船舶活用医療において使用する船舶については、「整備推進計画」において、国等が船舶を保有するまでの当面の間は、民間船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用することとされていることを踏まえ、令和8年1月からの運用開始に当たり、下記のとおり、まずは民間船舶事業者2社と協力協定を締結するものです。  
※ なお、民間船舶を使用できない場合には、防衛省PFI船の活用について、防衛省と調整を行う。

## 協定の趣旨

内閣府が船舶活用医療を実施する場合において、民間船舶事業者が行う協力に関し、必要な事項を定める。

## 協力の内容

※内閣府から要請の上、別途契約を締結した上で実施。

- ① 脱出船における医療従事者等の輸送、傷病者の搬送に係る船舶の運航及び安全管理、船内の空間の貸与
- ② 救護船における医療従事者等の輸送、船内での救護活動に係る船舶の運航及び安全管理、船内の空間の貸与

## 新日本海フェリー(株)との協定

協定締結日:令和7年12月23日

○新日本海フェリー株式会社について

代表取締役社長:入谷 泰生／設立年月:昭和44年6月  
本社:大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号 梅田阪神第1ビル15階

## 宮崎カーフェリー(株)との協定

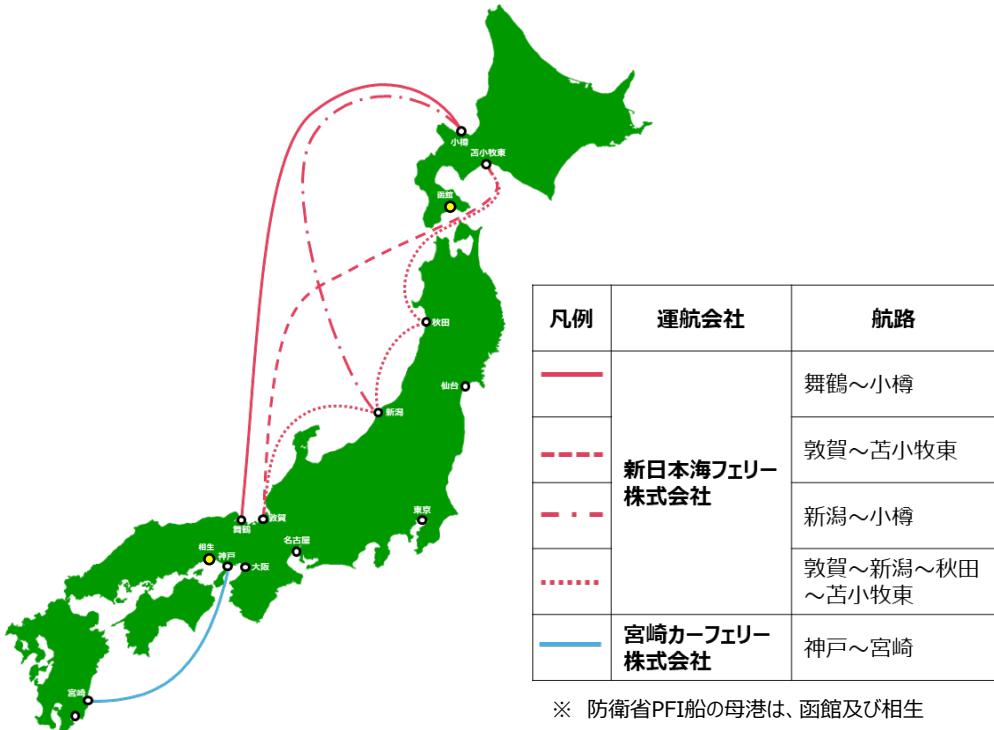
協定締結日:令和7年12月23日

○宮崎カーフェリー株式会社について

代表取締役社長:郡司 行敏  
設立年月:平成29年5月  
本社:宮崎県宮崎市港3-14



「ロッコウ」



# 医療従事者等の確保（日本赤十字社との協定の締結）

## 概要

- 船舶内で医療救護に従事する日本赤十字社救護班との連携体制について、内閣府と日本赤十字社との間で、船舶活用医療に係る相互の連携協力に関する協定を締結するものです。

(参考) 日本赤十字社について

社長: 清家篤／名誉総裁: 皇后陛下／設立: 明治10年 博愛社設立、昭和27年 日本赤十字社法制定

主な業務: 災害救護、医療・血液事業、国際人道支援 等／災害時には救護班(医師・看護師等)を全国から派遣し、医療救護活動を実施

## 協定の目的

- 船舶活用医療推進法(令和3年法律第79号)に基づく船舶を活用した医療提供の円滑な実施に関し、内閣府と日本赤十字社の相互の連携協力に必要な事項を定める。

## 相互協力する業務

- 連絡窓口及び担当を定め、必要な情報を共有
- 内閣府との連携の下、日本赤十字社の救護班を派遣
- 医薬品及び救護資器材を船舶内まで運搬、船舶内での医療救護
- 費用の支弁に関する都道府県との調整支援

## (参考) 実動訓練(R7.11.16)における活動



国内型緊急対応ユニット  
dERU (domestic Emergency Response Unit)



車両甲板におけるメディカルチェック

協定締結日

令和7年12月22日

## 派遣スキーム

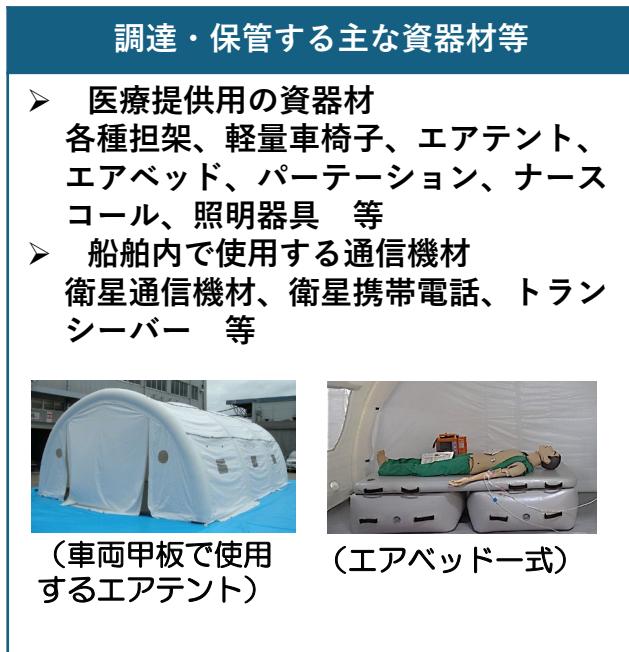


※ DMAT等については、都道府県と各医療機関等との協定に基づき派遣調整

# 資器材等の確保（調達・保管）

## 概要

- 令和8年1月からの運用開始に当たり、船舶内で使用する医療用資器材以外の資器材（エアテント、エアベッド、衛星通信機材等）を調達する（R6補正予算）。
- 南海トラフ地震への対応や活用が想定される船舶の母港等を総合的に勘案し、無償保管に関する協定を締結した一般財団法人SGH防災サポート財団の倉庫（大阪府東大阪市）に保管（次ページ参照）。



# 資器材等の確保（SGH防災サポート財団との業務連携協定の締結）

## 概要

- 令和8年1月からの運用開始に当たり、船舶内で使用する医療用資器材以外の資器材（エアテント、エアベッド、衛星通信機材等）の無償保管等について、一般財団法人SGH防災サポート財団（以下「SGH防災サポート財団」という。）と業務連携に関する協定を締結するものです。
- 資器材等の保管場所については、南海トラフ地震への対応や活用が想定される船舶の母港等を総合的に勘案し、SGH防災サポート財団の倉庫（大阪府東大阪市）とします。

（参考）一般財団法人SGH防災サポート財団について

理事長：栗和田 榮一 設立：令和7年3月7日

事業：①政府の分散備蓄品の保管・管理、輸送手配、②避難所物資の調達・保管・管理・輸送手配、③医療用コンテナの保管・メンテナンス、輸送手配、④支援物資の輸配送に必要な資機材等の調達・管理、配送、設置手配、⑤耐久財の改修・メンテナンス・保管

## 協定の目的

内閣府とSGH防災サポート財団は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）第1条に規定する災害時等において、相互に連携し、円滑かつ迅速な船舶を活用した医療提供に資することを目的とする。

## 連携する業務

- ① 船舶活用医療のために内閣府が保有する資器材等の無償保管業務
- ② 保管する資器材等の船舶への運送の支援業務
- ③ その他内閣府が必要とする業務

※②及び③については、別途契約を締結した上で実施する。

## 協定締結日

令和7年12月18日

## 保管場所

佐川グローバルロジスティクス株式会社  
東大阪第2営業所

大阪府東大阪市菱江3丁目15-60



# 運用体制の構築等（日本ペストコントロール協会との協定の締結）

## 概要

- 災害時における船舶活用医療の活動実施中又は活動終了後の原状回復作業において、消毒等業務が必要となる場合に、専門的な防疫・消毒業務を確実に実施できるよう、協力協定を締結するものです。

（参考）公益社団法人日本ペストコントロール協会について

会長：山口健次郎 設立：昭和43年設立 平成25年公益社団法人に移行（所管 内閣府 主務省庁 厚生労働省・環境省）

組織：本団体は中央組織であり、防除業者で構成されている「ペストコントロール協会」が各都道府県にある。

事業：有害生物・感染症対策、技術者等の養成、無料害虫相談・イベントのバックアップ 等

## 協定の目的

災害発生時において、船舶活用医療の提供を行った場合において、衛生的な観点から船舶の安全性を確保し、又は原状回復するために公益社団法人日本ペストコントロール協会が行う協力について必要な事項を定める。

## （参考）消毒等業務の活動の様子



左：寝室・ベッドを消毒

中：居室備品の消毒

右：救急車タイプの車両及びストレッチャーの消毒

※感染症予防衛生隊パンフレットから抜粋

## 協定締結日

令和7年12月22日

## 派遣スキーム

内閣府



日本ペストコントロール協会

要請

※実施に当たっては、別途契約を締結。

各地区的ペストコントロール  
協会が派遣

船舶内



# 運用体制の構築等（令和7年度実動訓練）

令和8年1月からの運用開始を踏まえ、災害発生時において船舶活用医療を迅速かつ円滑に実施することができるよう、南海トラフ地震を想定して、実際の船舶を用いた実動訓練を実施し、国・自治体・医療関係団体等の関係機関の連携・練度の向上を図った。

## 実施概要

**(1) 日時**：令和7年11月16日（日）11:30～17:30

11:30～12:30 チームビルディング  
13:30～13:45 開会式  
14:00～16:30 模擬医療活動  
17:00～17:30 閉会式

**(5) 使用船舶**：防衛省PFI船舶「はくおう」

- ・ 総トン数： 約17,400t
- ・ 全長： 約199m
- ・ 全幅： 約25m
- ・ 最大積載量：（旅客）507名  
（車両）約100台

**(2) 場所**：神戸港 六甲アイランド（兵庫県神戸市）

**(3) 内容**：被災地から被災地外に患者を移送する「脱出船」の訓練

**(4) 参加・協力機関等**： 約70名（見学者含む）

- ・内閣府、関係省庁、兵庫県、神戸市
- ・日本赤十字社、D M A T、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本救急医学会等
- ・船舶事業者、船舶活用医療に関する有識者 等

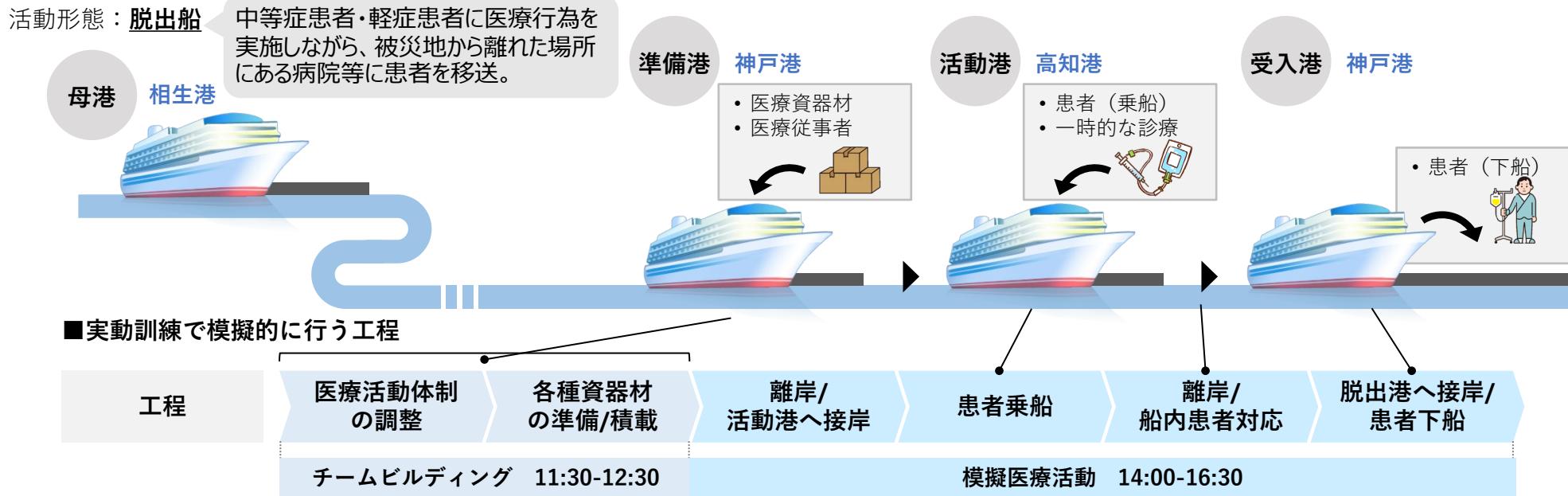
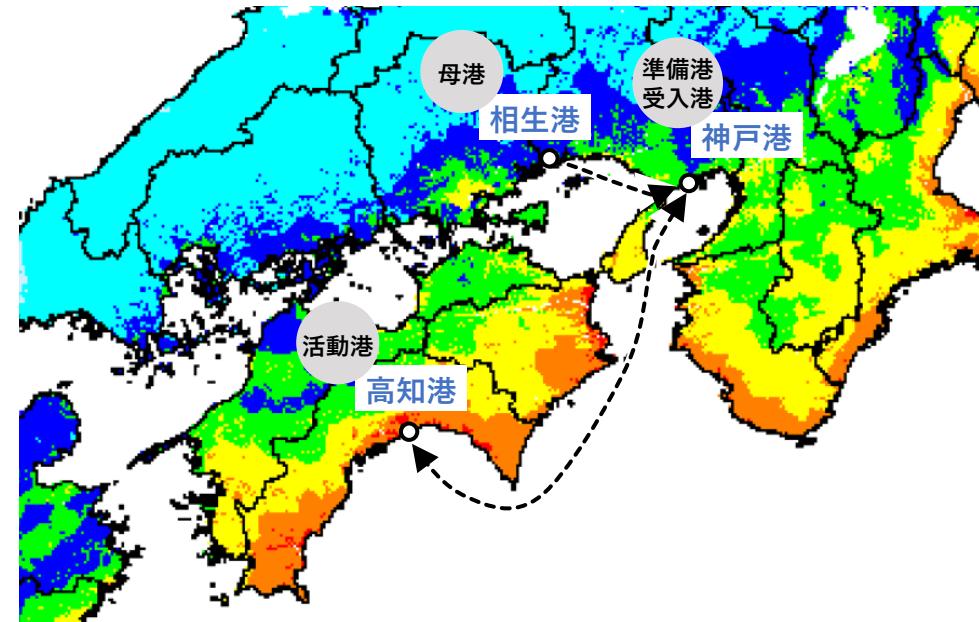


防衛省PFI船舶「はくおう」

# 訓練想定

## 想定

- 四国沖を震源とするM9クラスの南海トラフ地震が発生し、高知県高知市では震度7を観測。
- 災害拠点病院は4つのうち1つが浸水被害を受け、その他の病院も、断水・停電、職員の被災等により機能が大幅に低下。高知港は津波の影響はあったが、高知新港地区の耐震強化岸壁は発災後72時間で一部船舶の入港が可能な状況。
- 防衛省PFI船舶「はくおう」は、母港の相生港に係留されており、船舶そのものに被害はなし。
- 高知県からの要請に基づき、高知市内の病院に通院・入院している患者を中心に、「脱出船」として活動を実施。



※実際の訓練では船舶を航行しない（神戸港を高知港と見立てて訓練を実施）

# 運用体制の構築等（都道府県説明会）

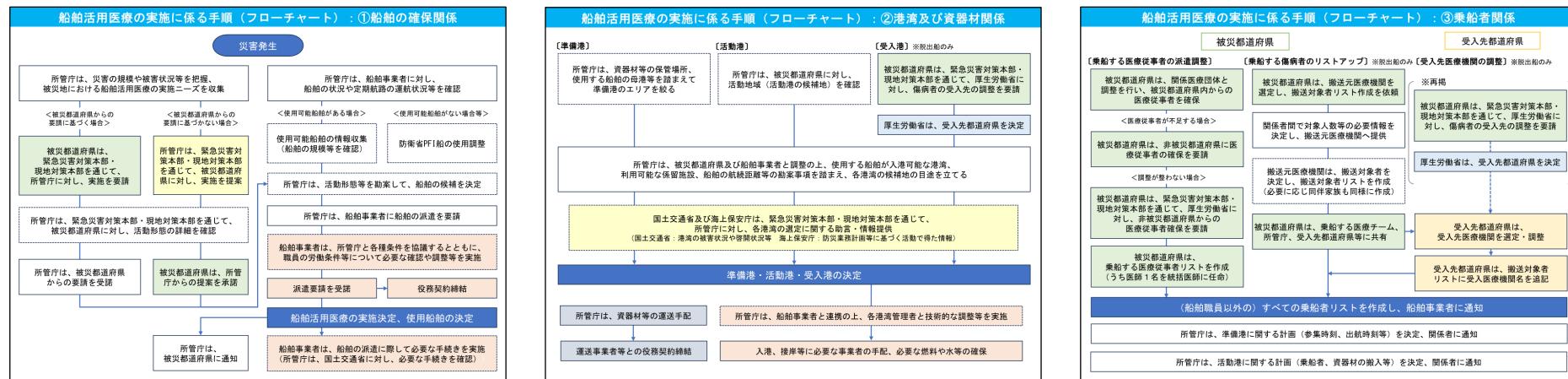
## 目的

- 令和7年3月に策定した「船舶医療活動要領」では、被災都道府県からの要請手続きや、脱出船における受入先都道府県の調整手続きなどを規定しており、船舶活用医療の運用に当たっては、都道府県との緊密な連携が不可欠。
- このため、令和8年1月からの運用開始に向けて、全ての都道府県を対象に説明会を実施。

## 概要

1. 日時：令和7年11月28日（金）13:30～15:30
2. 形式：オンライン開催
3. 対象：全ての都道府県 防災主管部局、医療主管部局
4. 議事：
  - （1）船舶を活用した医療提供体制の整備について
  - （2）「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領」について
  - （3）船舶活用医療に係る実施手続等について

## ■ 「船舶医療活動要領」に規定する各種手続きについて、フローチャートや様式集を用いて周知



## 運用開始に向けた今後の対応

- ・発災時連絡用の都道府県船舶活用医療窓口を整備済。
- ・船舶活用医療提供体制の運用開始について、事務連絡を年内に発出予定。

## ① 船舶の確保

- より多くの民間船舶事業者との協力協定の締結に向け、個別の協議を推進する。

## ② 医療従事者の確保

- 発災時において、専門性を持った医療従事者を迅速かつ確実に展開するため、船舶活用医療人材の研修・リスト登録など、船舶活用医療人材の育成・確保に取り組む。 [R8概算要求]

## ③ 資器材等の確保

- 発災時の円滑かつ迅速な船舶活用医療の実施を確保するため、全国の複数箇所（3か所）に分散備蓄を行う。 [R7補正予算]

## ④ 運用体制の構築等

- 関係機関との連携、練度の向上等を図るため、実践的な訓練を年2回実施予定。 [R8概算要求]

## ⑤ 関係者との連携協力体制の構築

- 船舶医療関係の有識者等が、船舶医療についての課題等を踏まえ、総合的かつ持続的に調査・検討を加える検討会を設置。 [R8概算要求]
- 国民・医療関係者等向けに広報を実施。 [R7補正予算]

# 災害時における船舶を活用した医療提供体制の強化

令和7年度補正予算

713百万円

政策統括官（防災担当）  
(船舶活用医療担当)

## 事業概要・目的

- 令和8年1月からの船舶を活用した医療提供体制の運用開始に当たり、今後わが国で想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害への迅速かつ円滑な対応を確保するため、必要な資器材等の効果的な分散備蓄を推進する。
- また、船舶活用医療の実効性を高めるため、令和8年1月からの運用開始を機に、船舶活用医療について国民に広く周知を図るとともに、全国の医療機関等の理解を高めるための広報を行う。

## 事業内容

### 【資器材等の分散備蓄】

- 令和6年度補正予算による1か所への整備に加え、衛星通信機材、エアテント、エアベッド、各種担架、車椅子等の資器材等を全国3カ所に分散備蓄する。



(船舶の車両甲板で使用するエアテント)



(エアベッド式)

### 【国民・医療機関向け広報】

- 船舶活用医療の必要性や活動内容等をまとめたパンフレット、ポスター、事業紹介パネル等を作成し、都道府県、市区町村・医療機関等へ配布して周知を図る。

## 資金の流れ

資器材等の購入、広報媒体の作成

国



民間事業者等

## 期待される効果

船舶内で使用する資器材等の分散備蓄や、国民一般や全国の医療関係者に対する広報を行うことにより、船舶活用医療の実効性を高め、災害時等における国民の生命及び身体の保護に寄与することが期待される。

## (参考) 組織体制について

- 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が令和6年6月1日に施行。同法に基づき、内閣に、総理を本部長とする「船舶活用医療推進本部」を設置。
- 関係府省がより緊密に連携協力し、具体的な検討・調整を進めるため、関係府省連絡会議・同幹事会を設置。
- 内閣官房は組織法令上、政策の実施機能を有していないため、内閣府（防災担当）広域避難・計画推進室（訓令室）にて災害時の運用事務を行う。

### 【法施行（R6.6.1）以降の体制】

